

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

申立期間は、亡き妻に勧められて私がA村役場（現在は、B市役所C支所）へ行って国民年金の加入手続をした。その時、申立期間の国民年金保険料5か月分を現金で1,000円から1,250円くらい納めたと記憶していることから、未納期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は国民年金加入手続後、現金で1,000円から1,250円くらい納付したと記憶しているが、これは当時の国民年金保険料額とおおむね合致する上、納付方法及び納付場所についての記憶も具体的である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年6月24日に払い出されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付の扱いとなるが、B市役所の国民年金担当者によると、申立期間当時、A村役場では窓口で過年度分の納付書を備え付けていたとしており、村役場窓口で5か月分をまとめて現金納付したとする申立人の主張に不合理な点は見当たらない。

さらに、A村役場の被保険者名簿でも資格取得年月日が昭和43年11月1日となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私は、老齢になり収入が無くなった時のために国民年金に加入した。結婚前の期間は納付されていないと思うが、結婚後は、頑張って国民年金保険料を納付してきたので、未納期間があることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び結婚前の期間を除き、60歳に到達するまでの国民年金加入期間について国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の夫も国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人及びその夫の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は12か月と短期間であるとともに、申立人は、結婚を機に国民年金へ加入して国民年金保険料の納付を始めたとしており、その加入手続直後である申立期間の保険料のみを納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間前後の各年度の国民年金保険料は、社会保険庁の記録から、いずれも現年度に納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年12月まで

私は、昭和35年の秋にA県B市へ出稼ぎに行き、家族には7年以上も音信不通にし、行方不明状態であった。しかし、36年1月に国民年金の加入について、C村役場から強制加入の指示があり、私の兄が、兄自身と兄の妻、私及び私の姉の4人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も4人分一緒に納付してきた。それにもかかわらず、私の申立期間の国民年金保険料が未納及び免除になっていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、「私の兄が、私を含む家族4人の国民年金の加入手続を行った。」と主張していることについては、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、家族4人が連番で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が、「私の兄が、私を含む家族4人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。」と主張していることについては、社会保険庁の記録から、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までについては、申立人及び申立人の姉の保険料が未納となっているほか、36年4月から37年3月までは、申立人の兄の妻の保険料が未納となっており、申立人の主張と符合しない。

また、申立期間のうち昭和38年4月から41年12月までについては、申立人の国民年金記録は申請免除期間となっているところ、申請免除は申請に基づき行われるものであることから、申請が無いにもかかわらず市町村が保険料を免除するとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその兄から事情を聴取しても、保険料の納付状況が曖昧である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況や保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月6日から29年4月1日まで  
私は、昭和27年3月6日からA社B支社（現在は、C社B支社）で勤務したが、年金記録では厚生年金保険の加入が入社してから2年後になっていた。申立期間当時の同僚の名前を記憶しているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び元同僚5名の証言から、申立人が、申立期間について、当該事業所で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、現在の事業主に照会したところ、「関係書類の保存期間が過ぎ、確認できないため不明。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた2名を含む元同僚5名に対し、当該事業所における採用時期及び雇用形態について照会したところ、いずれも、「採用時は臨時社員だった。申立人も同じだったと思う。」と証言している上、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、元同僚5名の厚生年金保険の資格取得時期は、いずれも入社後1年から4年後になっていることから、当時、事業主は、臨時社員として採用後、一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月 21 日から 59 年 2 月 20 日まで  
前の職場を辞めて、すぐに次の A 社で調理師として働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に未加入期間があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、A 社に勤務していたことは、当時の同僚等の証言から推認することができる。

しかしながら、当該事業所の当時の総務部長が、「昭和 55 年ころからは、採用時点ですぐに厚生年金保険に加入させていたが、調理部門だけは別だった。」と証言しているところ、申立人の直属の上司であった元調理部長は、「その当時は調理部門の仕事がきつく、すぐに辞める者が多かったため、採用時点では厚生年金保険に加入させず、しばらく様子を見てから勤務成績の良い者だけに限り社長に働き掛けて加入させていた。」と証言していることから、当該事業所は、職種によって厚生年金保険の加入及び時期を判断していたことがうかがわれる。

また、申立期間において社会保険庁が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録には、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から35年6月19日まで  
昭和31年4月から35年6月まで厚生年金保険の加入期間となっていないが、A病院かB病院に勤務しており、未加入期間は数か月のみであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、「A病院を辞めてB病院に勤めるまでの数か月間のみ未加入期間であった。」と主張しているが、A病院については、当該病院が保有する異動記録により、申立人は昭和31年3月31日に退職していることが確認できる。

また、A病院は申立期間に係る厚生年金保険料の控除等については不明と回答しているほか、当時の事務担当者は連絡先が不明であり、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある複数の職員は、「申立人の名前に記憶が無い。」、「退職した後に引き続き臨時職員として働いたという人は聞いたことが無い。」と証言している。

さらに、当該事業所に係る申立期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

加えて、B病院（旧C病院の新規適用は昭和33年1月6日、34年12月28日に名称変更）は昭和35年9月1日に適用事業所でなくなっており、当時の役員の連絡先が不明の上、当時の事務担当者は連絡が取れず、新規適用日以後に厚生年金保険に加入していた複数の職員は「申立人の名前に記憶は無い。」と証言している。

その上、当該事業所及びC病院に係る昭和33年1月から35年6月ま

での健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の加入済み期間を除いて、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。